

# 普通交付税に関する省令の一部を改正する省令について

令和 7 年 7 月  
自治財政局交付税課

## 1. 改正理由

令和 7 年度の各地方団体に交付すべき普通交付税の額の決定にあたり、普通交付税の算定方法等を変更するため、普通交付税に関する省令（昭和 37 年自治省令第 17 号）の一部を改正する。

## 2. 省令案の内容

- 令和 7 年度の基準財政需要額の算定から新たに行う以下の補正について、所要の規定を整備
  - ① 道府県分・高等学校費（生徒数）の種別補正（第 7 条関係）
    - ・学科ごとの経費差を反映するため、普通科等、専門学科及び総合学科の生徒数に応じて算定するもの
  - ② 市町村分・その他の教育費（人口）の密度補正Ⅱ等（第 9 条関係）
    - ・公立小・中学校の体育館等の空調設備に係る光熱費について、空調設備の設置状況に応じて算定するもの
  - ③ 市町村分・地域振興費の密度補正Ⅳ（第 9 条関係）
    - ・標準準拠システムの利用に伴うガバメントクラウドの利用料及び関連する費用について、ガバメントクラウドへの移行状況に応じて算定するもの
- 基準財政需要額から控除する臨時財政対策債への振替額に相当する額が生じないことに伴い、関連する規定を削除
- その他所要の改正
  - それぞれの費（税）目について、測定単位の数値の算定方法及び各補正係数等の年次更新を行う。

## 3. 施行期日

令和 7 年 7 月 29 日に公布・施行予定（普通交付税の額の決定日と同日）